

○医療法施行規則の一部を改正する省令（案）（概要）

○医業、歯科医業若しくは助産師の業務又は病院、診療所若しくは助産所に関して広告することができる事項の一部を改正する件（案）（概要）

医療法施行規則の一部を改正する省令（案）（概要）

医政局総務課

1 改正の趣旨

産科医療補償制度の創設に伴い、医療を受ける者が病院、診療所又は助産所（以下「病院等」という。）の選択を適切に行うことを支援するため、産科医療補償制度への加入状況について、医療機能情報提供制度に係る病院等の管理者の都道府県知事への報告事項に加えるものである。

2 改正の概要

（1）産科医療補償制度の概要

産科医療補償制度は、あらかじめ病院等と妊産婦との間で取り交わした補償契約に基づき、病院等が通常の妊娠・分娩にもかかわらず脳性麻痺となった者に対し補償金を支払うものである。

（2）医療機能情報提供制度の概要

医療機能情報提供制度は、医療法（昭和23年法律第205号）第6条の3第1項の規定により、病院等の管理者に対し、医療を受ける者が病院等の選択を適切に行うために必要な情報として厚生労働省令で定める事項を当該病院等の所在地の都道府県知事に届け出るとともに、病院等においても閲覧に供することを義務づけ、また、同条第5項の規定により、都道府県知事に対し、病院等から報告のあった事項を公表することを義務づけるものである。

（3）改正の内容の概要

医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）別表第1（第1条関係）を改め、医療法第6条の3第1項の規定により、病院等の管理者が当該病院等の所在地の都道府県知事に報告しなければならない事項のうち、医療の実績、結果等に関する事項として、「財団法人日本医療機能評価機構が定める産科医療補償制度標準補償約款と同一の産科医療補償約款に基づく補償の有無」を加えるものである。

3 施行日

平成21年1月1日から制度施行

※ なお、都道府県における準備等のための期間が必要であるため、医療法第6条の3第1項の規定による病院等の管理者から都道府県知事への報告義務について、平成23年3月31日までの経過期間を設けることとする。

医療法施行規則の一部を改正する省令 新旧対照条文

◎ 医療法施行規則（昭和二十三年厚生省令第五十号） 抄

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>別表第一（第一条関係）</p> <p>第三 医療の実績、結果等に関する事項</p> <p>一 医療の実績、結果等に関する事項</p> <p>イ 病院</p> <p>(1) (13) (略)</p> <p>(14) (1) (13) 診療科名に産婦人科、産科又は婦人科を有する病院にあつては、財団法人日本医療機能評価機構が定める産科医療補償制度標準補償約款と同一の産科医療補償約款に基づく補償の有無</p> <p>ロ 診療所</p> <p>(11) (1) (10) 診療科名に産婦人科、産科又は婦人科を有する診療所にあつては、財団法人日本医療機能評価機構が定める産科医療補償制度標準補償約款と同一の産科医療補償約款に基づく補償の有無</p> <p>ニ 助産所</p> <p>(1) (3) (略)</p> <p>(4) 財団法人日本医療機能評価機構が定める産科医療補償制度標準補償約款と同一の産科医療補償約款に基づく補償の有無</p>	<p>別表第一（第一条関係）</p> <p>第三 医療の実績、結果等に関する事項</p> <p>一 医療の実績、結果等に関する事項</p> <p>イ 病院</p> <p>(1) (13) (略)</p> <p>ロ 診療所</p> <p>(1) (10) (略)</p> <p>ニ 助産所</p> <p>(1) (3) (略)</p>

医業、歯科医業若しくは助産師の業務又は病院、診療所若しくは助産所 に関して広告することができる事項の一部を改正する件（案）（概要）

医政局総務課

1 改正の趣旨

産科医療補償制度の創設に伴い、医療を受ける者が病院、診療所又は助産所（以下「病院等」という。）の選択を適切に行うことを支援するため、産科医療補償制度への加入状況について、病院等が広告できる事項に加えるものである。

2 改正の概要

（1）産科医療補償制度の概要

産科医療補償制度は、あらかじめ病院等と妊産婦との間で取り交わした補償契約に基づき、病院等が通常の妊娠・分娩にもかかわらず脳性麻痺となった者に対し補償金を支払うものである。

（2）医療に関する広告の規制の概要

医療は人の生命及び身体に関わるサービスであるため、医療に関する広告については、医療法令上規制しているが、医療を受ける者が病院等の選択を適切に行うことを支援するため、医療法（昭和23年法律第205号）第6条の5第1項又は第6条の7第1項に掲げる事項については広告可能としているところである。

（3）改正の内容の概要

「医業、歯科医業若しくは助産師の業務又は病院、診療所若しくは助産所に関して広告することができる事項の件（平成19年厚生労働省告示第108号）」の一部を改正し、病院等に関して広告することができる事項として、「財団法人日本医療機能評価機構が定める産科医療補償制度標準補償約款と同一の産科医療補償約款に基づく補償を実施している旨」を加えるものである。

3 適用日

公布の日から広告可能

※ なお、産科医療補償制度の開始は平成21年1月1日（予定）

平成十九年厚生労働省告示第百八号 新旧対照条文

◎ 平成十九年厚生労働省告示第百八号（医業、歯科医業若しくは助産師の業務又は病院、診療所若しくは助産所に関して広告することができる事項の件）抄

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>第四条 法第六条の五第一項第十三号に規定する厚生労働大臣の定める事項は、次のとおりとする。</p> <p>一〇十四 (略)</p> <p>十五 財団法人日本医療機能評価機構が定める産科医療補償制度標準補償約款と同一の産科医療補償約款に基づく補償を実施している旨</p> <p>十六 (略)</p> <p>十七 (略)</p> <p>第六条 法第六条の七第一項第九号に規定する厚生労働大臣の定める事項は、次のとおりとする。</p> <p>一〇十二 (略)</p> <p>十三 財団法人日本医療機能評価機構が定める産科医療補償制度標準補償約款と同一の産科医療補償約款に基づく補償を実施している旨</p> <p>十四 (略)</p> <p>十五 (略)</p>	<p>第四条 法第六条の五第一項第十三号に規定する厚生労働大臣の定める事項は、次のとおりとする。</p> <p>一〇十四 (略)</p> <p>十五 (略)</p> <p>十六 (略)</p> <p>第六条 法第六条の七第一項第九号に規定する厚生労働大臣の定める事項は、次のとおりとする。</p> <p>一〇十二 (略)</p> <p>十三 (略)</p> <p>十四 (略)</p>